

貸暗号資産取引に係る説明書
新旧対照表

旧	新
<p>1. 貸出要項の<u>公表</u> 当社が本サービスの提供を行う場合、当社ウェブサイト内の My ページ（以下、「My ページ」といいます。）において、下表記載の貸出条件（下表①、⑤から⑨）及びその他必要事項（下表②から④）を公表します。当社に対する対象暗号資産の貸付を希望されるお客様は、利用約款及び次項に従い、個別契約の申込みを行ってください。</p> <p>（中略）</p> <p>※2 最低貸出数量未満である申込み等、お客様による申込みが、<u>公表</u>される貸出条件を充たさない場合、当社は当該申込みをお受けすることができません。</p>	<p>1. 貸出要項の<u>提示</u> 当社が本サービスの提供を行う場合、当社ウェブサイト内の My ページ、<u>E メール、その他当社が指定する媒体</u>（以下、「当社指定媒体」といいます。）において、下表記載の貸出条件（下表①、⑤から⑨）及びその他必要事項（下表②から④）を提示します。当社に対する対象暗号資産の貸付を希望されるお客様は、利用約款及び次項に従い、個別契約の申込みを行ってください。</p> <p>（中略）</p> <p>※2 最低貸出数量未満である申込み等、お客様による申込みが、<u>提示</u>される貸出条件を充たさない場合、当社は当該申込みをお受けすることができません。</p>

<p>2. 個別契約の申込み</p> <p>(1) 申込み方法</p> <p>お客様は、次の方法により個別契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>1. <u>My ページ内の本サービス申込画面</u>において、貸出要項に記載する申込終了日までに、必要事項を入力し、申込みを行っていただきます。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 前記②の完了後、当該入庫締切日までに、<u>トランザクション ID (TXID) を、My ページ内の本サービス申込画面から登録</u>する方法により、当社に通知します。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 承諾の通知及び個別契約の成立</p> <p>当社は、お客様からの個別契約の申込みを承諾する場合、貸出開始日の前営業日までに、<u>My ページ内の「暗号資産貸出」</u>において、「<u>貸出履歴</u>」の「<u>ステータス</u>」欄に「<u>入庫完了</u>」(図1)と表示することにより、お客様に個別に通知するものとします(当該通知を、以下「<u>入庫通知</u>」といいます。)。当該入庫通知をもって、お客様と当社の間、前記「<u>(1) 申込み方法</u>」で公表される貸出条件に記載の内容に従った個別契約が成立するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 申込みのキャンセル</p> <p>お客様は、貸出要項に記載する入庫締切日までの間、<u>My ページの「暗号資産貸出」>「申込キャンセル」より個別契約の申込みをキャンセル</u>することができます。</p>	<p>2. 個別契約の申込み</p> <p>(1) 申込み方法</p> <p>お客様は、次の方法により個別契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>1. <u>当社指定媒体の記載に従い</u>、貸出要項に記載する申込終了日までに、必要事項を記入し、申込みを行っていただきます。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 前記②の完了後、<u>当社の求めに応じて</u>、当該入庫締切日までに、<u>トランザクション ID (TXID) を、当社指定方法媒体に記載</u>する方法により、当社に通知します。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 承諾の通知及び個別契約の成立</p> <p>当社は、お客様からの個別契約の申込みを承諾する場合、貸出開始日の前営業日までに、<u>当社指定媒体の記載に従い</u>、お客様に個別に通知するものとします(当該通知を、以下「<u>入庫通知</u>」といいます。)。当該入庫通知をもって、お客様と当社の間、前記「<u>(1) 申込み方法</u>」で提示される貸出条件に記載の内容に従った個別契約が成立するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 申込みのキャンセル</p> <p>お客様は、貸出要項に記載する入庫締切日までの間、<u>当社指定媒体の記載に従い</u>、個別契約の申込みをキャンセルすることができます。</p> <p><u>(削除)</u></p>
--	--

ただし、前記「(1) 申込方法」③に記載するトランザクション ID (TXID) の登録完了後は、入庫締切日前であっても、個別契約の申込みのキャンセルはできません。

<p>5. 中途解約 (中略)</p> <p>(2) 中途解約時の対象暗号資産の返還等</p> <p>① 利用約款第8条第1項但書及び第3項による解約の場合 利用約款第8条第1項但書及び第3項による解約の場合、当社は、当該解約日の翌営業日から起算して10営業日までに、当社がお客様から借り入れた対象暗号資産と同種同量の暗号資産の返還とともに、<u>貸出開始日から当該解約日までの貸出期間に基づく賃借料(消費税を含みます。)</u>に相当する数量の暗号資産を、お客様の登録ウォレットアドレスに送付する方法により、返還するものとします。</p> <p>② 利用約款第9条第1項及び第2項による解約の場合 利用約款第9条第1項及び第2項による解約の場合、当社は、当該解約日の翌営業日から起算して10営業日までに、当社がお客様から借り入れた対象暗号資産と同種同量の暗号資産を、登録ウォレットアドレスに送付する方法により返還するものとします。</p>	<p>5. 中途解約 (中略)</p> <p>(2) 中途解約時の対象暗号資産の返還等</p> <p>① 利用約款第8条第1項但書及び第3項による解約の場合 利用約款第8条第1項但書及び第3項による解約の場合、当社は、当該解約日の翌営業日から起算して10営業日までに、当社がお客様から借り入れた対象暗号資産と同種同量の暗号資産を、登録ウォレットアドレスに送付する方法により、返還するものとします。</p> <p>② 利用約款第9条第1項及び第2項による解約の場合 利用約款第9条第1項及び第2項による解約の場合、当社は、<u>原則として</u>、当該解約日の翌営業日から起算して10営業日までに、当社がお客様から借り入れた対象暗号資産と同種同量の暗号資産から、<u>対象暗号資産と同量の暗号資産を調達するために要した費用等を控除して</u>、登録ウォレットアドレスに送付する方法により返還するものとします。</p>
<p>「暗号資産貸出」の画面</p> <p>(スクリーンショットはサンプル画面です。)</p> <p>(図1)</p>	<p><u>(削除)</u></p>